

令和6年度 高知県児童生徒表彰受賞候補者推薦要項

1 目的

高知県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校の児童生徒等（高等専門学校については、1年次から3年次までの学生に限る。）であって、善行、ボランティア、芸術、文化、スポーツ等において、他の児童生徒等の模範となる活動や功績が顕著なものを表彰し、その努力と成果をたたえる。

2 推薦される者の範囲

別に定める「児童生徒表彰推薦基準」及び「Q&A」を参考に、上記の目的に該当する個人又は団体であって、次の部門・内容で成果をあげたもの

- (1) 善行 … 社会の称賛を受け、他の児童生徒等の模範となるような善行
- (2) ボランティア … ボランティア活動等
- (3) 芸術 … 音楽、図画工作・美術、書写・書道、演劇、舞踊、作文・文芸、映画、放送、写真等の創作活動等
- (4) 文化 … 自然科学、社会科学、人文科学等の文化活動等
(例) 国際理解や交流の推進、環境問題への取組、理科などの継続的研究、器具の創作、民俗・郷土史研究、生産的クラブ活動、eスポーツ、囲碁、将棋、生活改善の工夫と実践等
- (5) スポーツ … スポーツ活動等
- (6) 教育活動 … 高知県教育委員会が主催・共済する事業における実績、又は(1)～(5)には当てはまらない教育活動等

3 提出書類

- (1) 推薦書 個人用（別紙1）又は団体用（別紙2）（※様式は、教職員・福利課のホームページに掲載）
推薦書については、紙媒体の送付に併せて、必ず電子メールでも提出してください。
なお、その場合、件名は「児童生徒表彰推薦【推薦機関名等】」としてください。

【推薦書（エクセルファイル）の作成について】

- エクセルファイルは1人の推薦、または1団体の推薦につき1つ作成してください。（シートをコピーして、複数の推薦者を入力することはしないでください。）
 - ファイル名について
 - ・個人の場合は「R06 前期_学校名 部門（個人 競技等 名字）」としてください。
(例) R06 前期_〇〇小 芸術（個人 ピアノ 鈴木）
R06 前期_〇〇高 スポーツ（個人 陸上 山本）
 - ・団体の場合は「R06 前期_学校名 部門（団体 競技等）」
(例) R06 前期_〇〇中 ボランティア（団体 生徒会活動）
R06 前期_〇〇特別支援学校 芸術（団体 合唱）
R06 前期_〇〇高 スポーツ（団体 サッカー）
- ※ 後期の推薦については、「前期」を「後期」に変換してください。

- (2) 添付資料 推薦理由となった活動、功績がわかる次の関係する資料
 - ①賞状等の写し
 - ②活動内容の分かる新聞記事等
 - ③活動状況の分かる写真等のコピー
 - ④大会等の開催要項等

※上の①～④のうち推薦内容の証明できる資料を可能な範囲で添付してください。
ただし、大会等での受賞による推薦の場合は、上の①及び④を必ず添付してください。この際、特にオープン大会等については、基準（四国レベルの大会以上等）に達している大会であることを示す資料を添付してください。
また、上の①、②及び④は縮小・拡大などを使い必ずA4版片面印刷で提出してください。

※ 提出書類は同じものを**2部提出**してください。（「推薦書+添付資料」×2）

4 受付期限

審査区分	推薦理由の発生時期	受付期限（必着）
前期	令和5年11月12日から令和6年8月31日までに推薦理由が発生したもの	令和6年9月4日（水）
後期	令和6年9月1日から同年11月11日までに推薦理由が発生したもの	令和6年11月15日（金）

※前期において、8月20日から8月31日までに推薦理由が発生したもので、事情により受付期限に間に合わない場合は、教職員・福利課までご連絡ください。必要に応じて、後期の受付に対応させていただくことがあります。

※なお、各校種の最終学年（高等専門学校については3年次）の児童生徒（個人）又は最終学年の児童生徒が含まれる団体に限り、後期の推薦理由の発生時期後の業績については、令和7年3月31日まで推薦を受付けます。

※前期で表彰された個人又は団体が、後期にも同一部門で成果をあげ、推薦された場合、後期については、被表彰者としません。（その業績については、教職員・福利課ホームページに掲載する「受賞者一覧」に前期の業績と合わせて記載します。）あらかじめご了承のうえ推薦をお願いします。

5 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号
高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 児童生徒表彰担当
E-mail : 310601@ken.pref.kochi.lg.jp

6 提出方法

- (1) 学校からの推薦の場合
 - ①市町村（学校組合）立学校は該当の市町村（学校組合）教育委員会を經由して書類を提出してください。
 - ②その他の学校の場合は、直接、教職員・福利課に提出してください。
- (2) 上記以外の場合
直接5の提出先まで書類を提出してください。

7 表彰式等

平成30年度まで2月に行っていた表彰式については、被表彰者の待機時間が長時間にわたることや、感染症予防等を総合的に考慮し、令和元年度から開催しないこととしています。そのため、前期・後期それぞれで被表彰者を決定し、市町村（学校組合）教育委員会及び学校等を通じて決定通知・表彰状等を贈呈することとします。なお、表彰状等につきましては、2月中旬以降（予定）の発送となります。